

令和8年度 市県民税申告相談会を開催します

2月6日（金）から3月16日（月）まで、令和8年度市県民税申告相談会を開催します。各地区の申告相談会場・受付時間は、6・7ページの日程表のとおりです。

申告が必要な方は、以下の事項に留意し、指定された地区の申告相談会場にお越しください。

申告相談会期間中は日程表に該当する相談会場のみでの申告受付となりますのでご注意ください。

（例）2月6日（金）は飯山市民総合センターにて申告相談を行いますので、

本庁税務課窓口・綾歌市民総合センターでは行っておりません。

※ 申告相談会では、所得税の確定申告も受付できますが、次の内容の確定申告は受付できませんので、税務署で申告してください。

市の申告相談会場で受付できない確定申告内容

- ・ 青色申告 ・ 準確定申告（亡くなった方の代わりに相続人が行う確定申告）
- ・ 土地や建物、株式の譲渡所得、配当所得、先物取引など分離課税
(総合課税の配当所得は申告可能です。)
- ・ 仮想通貨に関する所得
- ・ 住宅借入金等特別控除（年末調整に含めている場合は申告可能です。）
- ・ 住宅耐震改修特別控除等 ・ 外国税額控除等
- ・ 令和6年分以前の確定申告、更正の請求、修正申告

申告が必要な方

◆ 令和8年1月1日現在、丸亀市に住所のある方

◆ 給与や公的年金以外に所得がある方

※ 給与や公的年金以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

○給与や公的年金以外の所得の例

- ・ 農業、営業、不動産などの所得
- ・ 生命保険の保険金などの一時所得
- ・ 非上場株式の配当所得 など

- ◆ 給与所得と年金所得の両方があり、どちらも所得 20 万円を超えている方
- ◆ 複数の勤め先から給与所得がある方
- ◆ 各種控除を受ける方（医療費控除、生命保険料控除など）

※ 年金収入 400 万円以下等で所得税の確定申告が不要の方でも、市県民税の算定に影響するため、各種控除の申告がある方は、市県民税の申告が必要です。

- ◆ 所得のない方（遺族年金、障害年金などの非課税所得のみの方を含む）で国民健康保険、後期高齢者医療保険などの加入者や所得証明書・課税証明書などが必要な方は市県民税の申告が必要です。

これらは一般的な例を示しています。詳しくは税務課へお問い合わせください。

- ◎ 5 ページに簡単にわかるフローチャートもあります。

申告に必要なもの

◆ 本人確認書類（マイナンバー及び身元の確認）

- ・マイナンバーカードをお持ちの方・・・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方・・・マイナンバー確認書類（マイナンバーの記載のある住民票など）+ 身元確認書類（運転免許証、資格確認書、障害者手帳など）

※申告書を提出する時にマイナンバー確認書類などの写し（コピー）の提出は不要です。

◆ 昨年の所得金額がわかる資料

- ・給与、公的年金の源泉徴収票
- ・保険金、個人年金の支払明細書
- ・農業、営業、不動産などの収入金額と必要経費がわかる資料（領収書、減価償却資料、固定資産税課税明細書、決定通知書等、受け取った補助金等の内容のわかる資料など）

※領収書などは、経費の項目ごとに整理し、収支内訳書を作成のうえご持参ください。

◆ 各種控除を受けるための資料

● 社会保険料控除

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、健康保険料などの納付証明書や領収書
(令和 7 年中の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付証明書は 1 月下旬に送付します。それ以前に必要な場合は税務課窓口で発行します。)
- ・国民年金保険料の控除証明書

● 医療費控除

- ・医療費控除の明細書又は医療保険者等の医療費通知

※医療を受けた「人」、「病院・薬局」ごとに医療費支払額を合計し、「医療費控除の明細書」を作成のうえご持参ください。(領収書はご自宅で保管ください。)

※医療費通知に医療機関名や支払額などの必要事項の記載がない場合は、医療費控除の明細書が必要となりますのでご注意ください。

● 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料控除

- ・保険会社からの控除証明書

● 障害者控除

- ・障害者手帳、療育手帳など

● 寄附金控除

- ・寄附金の領収書など

◆ その他必要なもの

- 所得税の振替納税を希望する方や還付金を受け取る方は、申告者本人の通帳と届出印
- 昨年申告をした方は、その申告書・収支内訳書の控え
- 被扶養者のマイナンバー確認書類・昨年の所得金額がわかる資料
(給与・公的年金の源泉徴収票など)
- 税務署からの案内はがきをお持ちの方は、その案内はがき

その他

◆ 待ち時間短縮に向けたご協力のお願い

当日は大変混雑することが予想されます。待ち時間が長くなる可能性がありますのであらかじめご了承ください。また、待ち時間を少しでも短縮するために、来場前には必要書類の確認、医療費の集計、費目ごとの経費集計へのご協力をお願いいたします。

◆ 申告相談会の期間中に申告相談以外で税務課市民税担当にご用の方へ

申告相談会の期間中、税務課市民税担当は、大半の職員が不在のため十分な対応ができません。ご不便をおかけいたしますが、申告相談会の期間を避けてご来庁いただくなど、ご協力をお願いいたします。

◆ 申告書の提出について

市県民税申告は電子申告や郵送でも受付しています。また、確定申告もインターネットや郵送で申告ができますのでご活用ください。

※確定申告についてのお問い合わせ先は、丸亀税務署 TEL : 0877-23-2221

市県民税申告はこちら



確定申告はこちら

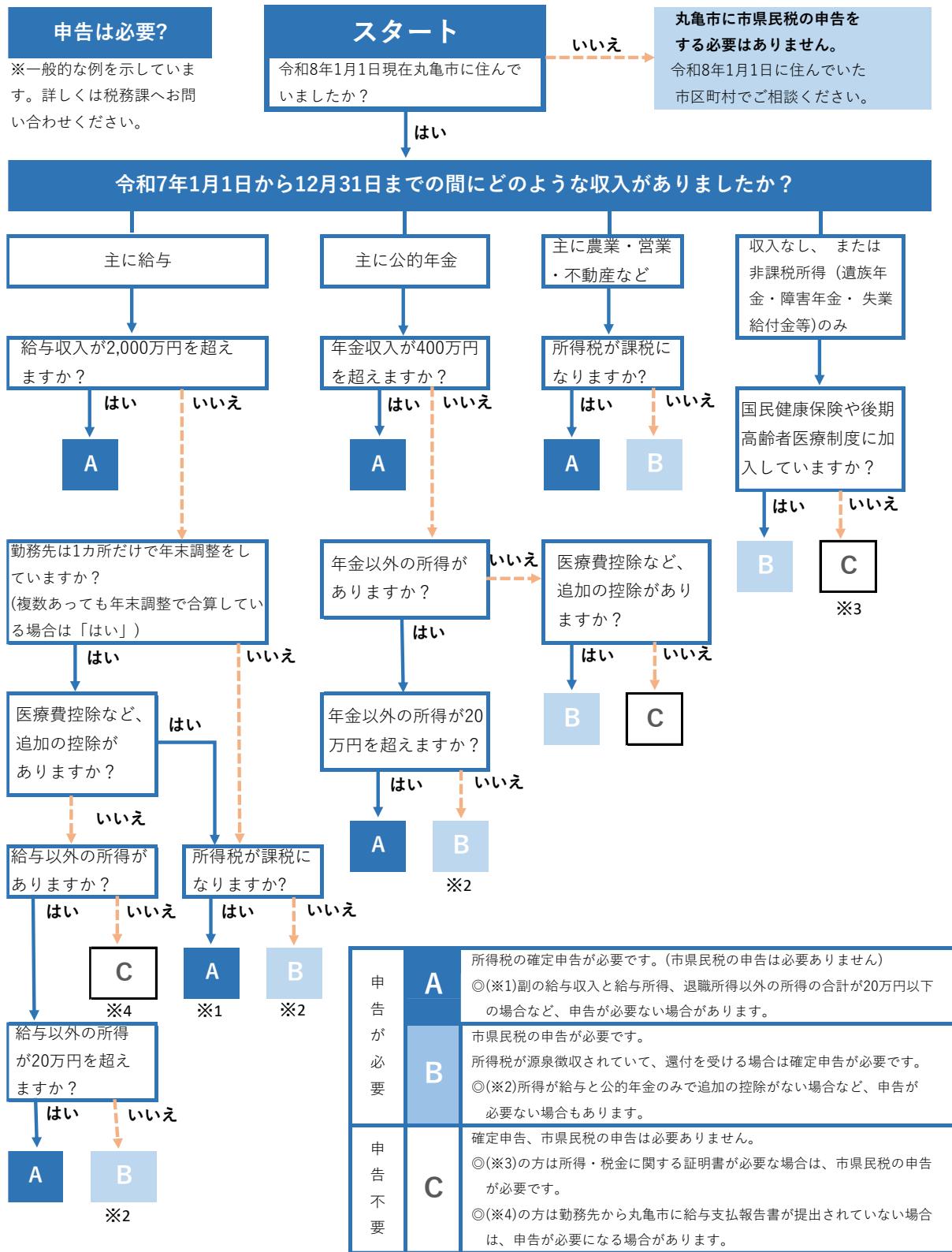


◆ 昨年と比べて変わった点

今回の申告より、飯山地区の申告会場が飯山市民総合センターに変更となります。申告に来庁される際は、飯山市民総合センター正面駐車場及び、水道企業団の駐車場には駐車できませんのでご注意ください。使用できる駐車場は下記地図の申告相談会専用駐車場です。

※個人情報データの取扱いにセキュリティ上の問題があるため今回の申告よりコミュニティセンターでの申告相談会は廃止となりました。ご了承ください。





申告相談会日程表

期間中は下記の日程表に該当する会場のみで受付となりますのでご注意ください。

●受付は、午後3時半までにお済ませくださいようお願ひいたします。

【旧丸亀地区】

とき	地区(注)	場所	開場時間
2月26日(木)	飯野町	丸亀市役所2階 会議室201・202	午前9時半 ～ 午後4時
2月27日(金)	垂水町		
3月2日(月)	郡家町		
3月3日(火)	三条町		
3月4日(水)	川西町		
3月5日(木)	津森町、今津町、中津町		
3月6日(金)	土器地区		
3月9日(月)	山北町、柞原町 田村町、原田町		
3月10日(火)	城西地区、金倉町		
3月11日(水)	城北地区、新田町		
3月12日(木)	城坤地区、城乾地区、原田団地		
3月13日(金)	市内全域 (綾歌、飯山地区含む)		
3月16日(月)			

●注) 対応可能な来場者数調整の都合上、地区の他、一部、町が含まれます。

【申告相談会場でのお願い】

- ◆ 受付順などは会場の指示に従ってください。(独自の手法は対応できません)
- ◆ ご来場の前に1ページの「市の申告会場で受付できない確定申告内容」及び「申告が必要な方」をよくご確認ください。
- ◆ 申告相談会期間は構内駐車場の混雑が予想されます。構内駐車場や臨時駐車場(市民ひろば内・旧丸亀税務署跡地)が満車の場合には、市営駐車場をご利用ください。駐車券を市役所内の認証機にて処理していただくと2時間無料でご利用いただけます。
- ◆ 飯山市民総合センターへ来庁される際は4ページにあります地図を参考に指定された場所への駐車をお願いいたします。
- ◆ 午前中はどの会場でも大変混雑しますのでご都合のつく範囲で時間をずらしていただく等ご協力ををお願いいたします。

[本島地区]

とき	地区	場所	開場時間
2月25日(水)	小阪、大浦、福田、尻浜、生ノ浜	本島市民センター	午前9時半～午後1時
	泊、甲生、笠島		午後1時～午後4時

[広島地区]

とき	地区	場所	開場時間
2月25日(水)	市井、青木、甲路、釜の越	広島市民センター	午前11時～午後1時半
	江の浦、立石、茂浦		午後1時半～午後4時半
	小手島	小手島漁民シンポジウム	午前9時半～午前11時
	手島	手島自然教育センター内101	午後1時半～午後4時

[飯山地区]

とき	地区	場所	開場時間
2月6日(金)	下法軍寺・上法軍寺	飯山市民総合センター 2階	午前9時半 ～ 午後4時
2月9日(月)	東小川・上法軍寺		
2月10日(火)	東坂元		
2月12日(木)	東坂元		
2月13日(金)	川原・西坂元・真時		

※飯山地区については今回の申告相談会より会場が飯山総合保健福祉センターから飯山市民総合センターへ変更となりましたので、お間違えのないようご注意ください。

[綾歌地区]

とき	地区	場所	開場時間
2月17日(火)	岡田東・栗熊西	綾歌市民総合センター 1階	午前9時半 ～ 午後4時
2月18日(水)	栗熊東・岡田下		
2月19日(木)	富熊(富士見坂以外) 岡田上		
2月20日(金)	富熊(富士見坂) 岡田西		

[お問い合わせ先]

丸亀市役所総務部税務課
市民税担当

TEL: 0877-24-8857